

令和8年6月9日

回 答 書

大田区

大田区立学校における新しい時代の学びに対応した学校施設活用の在り方検討及び小中一貫教育校導入検討支援業務委託事業者選定プロポーザルに関する質問に以下のとおり回答いたします。

質 問 事 項	回 答
実施要領 6 契約締結日はいつ頃の予定かご教示いただけますでしょうか。	令和8年8月中を見込んでおります。
実施要領 10(1) 選定委員会の委員について、意図しない接触を避けるため、委員の構成（所属、役職、職種[事務職・技術職など]）を可能な範囲でご教示いただけますでしょうか。	審査に関わることであるため、お答えできません。
実施要領 10(3) プレゼンテーション当日は、参加者が PC を持参し、投影にて説明するものと理解してよろしいでしょうか。その場合、プロジェクター、モニター等 PC 以外の機材は貴区にてご準備いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	第二次審査（プレゼンテーション）では提出書類のみを資料とするため、プロジェクター、モニター等の機材は準備いたしません。なお、参加者側が自身で使用するために PC を持ち込むことは差し支えありません。
実施要領 10(3) プレゼンテーション当日は、出席者について担当名（管理技術者など）のみを記載した名札を着用することは可能でしょうか。	名札の着用は不要です。第二次審査（プレゼンテーション）の冒頭で、参加者の担当をご紹介いただく予定です。

質 問 事 項	回 答
<p>実施要領 10(3) 第二次審査について、様式 5 に記載する協力企業の参加も可能でしょうか。可能な場合に、出席者 4 名のうち協力企業からの参加は 1 名までなど、制限はあるでしょうか。</p>	<p>第二次審査の出席者は、参加申込を行う事業者の方のみとします。</p>
<p>実施要領 10(5) 各審査項目の配点についてご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>審査に関わることであるため、お答えできません。</p>
<p>実施要領 12 本件業務の受託者は、今後発注される本件業務に係る基本構想・基本計画・基本設計及び実施設計・工事監理業務の受託に制限がかかるものではないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 実施要項 12(2)のとおり、本件業務を受託した事業者等（協力を受ける他の事業者等を含む。）が製造業及び建設業と資本、人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を受注することができない、という制約のみ設けています。</p>
<p>実施要領 12 本業務を受託した事業者及び関連企業は、施設の設計業務や工事請負については、利益相反の観点から受託できないと理解してよいでしょうか。</p>	<p>実施要項 12(2)のとおり、本件業務を受託した事業者等（協力を受ける他の事業者等を含む。）が製造業及び建設業と資本、人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を受注することができない、という制約のみ設けています。</p>
<p>実施要領 12 出雲中学校区域について、貴区にご連絡の上、学校敷地外から外観、周辺等学校環境の確認を行うことは可能でしょうか。</p>	<p>実施要領 12(13)のとおり、学校施設への問合せ（児童・生徒・教職員や周辺への聞き取り調査を含む）及び無断の現地見学は一切禁止としますが、学校敷地外からの確認が必要な場合は、実施要領に記載された担当部署の電子メールアドレスにご連絡ください。</p>

質 問 事 項	回 答
<p>作成要領 1(7) 見積書は任意様式でよろしいでしょうか。また押印は不要でしょうか。</p>	<p>見積書については任意の様式で差し支えありません。また、見積書には押印いただきますようお願いいたします。</p>
<p>様式 2・3・4 様式 5 に記載する協力企業等がある場合は、様式 2 会社概要書・様式 3 業務実績書について、協力企業の会社概要書・業務実績書も併せて提出することよろしいでしょうか。また、様式 4 業務担当者の経歴等については、最大 4 名までの中で協力企業の担当者経歴も含めると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>様式 2・3・4 については、参加申込を行う事業者について記載してください。</p>
<p>様式 9 様式 9 による貴区からの質問の送付時期については、いつ頃の予定でしょうか。また、回答に係る期間はどの程度を想定されていますでしょうか。</p>	<p>様式 9 による参加者への質問については、参加者からの参加申込書類受領後、第一次審査期間において書類の内容について確認が必要な場合に送付することを想定しており、回答期間については質問数や内容により相当程度の期間を設けます。</p>